

くらし  
手続き住まい  
街づくり  
環境仕事  
産業子ども  
教育  
若者支援福祉  
健康

[ホーム](#) > [目次から探す](#) > [住まい・街づくり・環境](#) > [交通](#) > [交通安全](#) > [自転車用ヘルメットの購入費用補助](#)  
メット購入費用の補助制度を7月27日から始めます

## 自転車用ヘルメット購入費用の補助制度を7月27日から始めます

最終更新日 令和5年7月24日 ページ番号 204685

世田谷区では、区民を対象に自転車用ヘルメットの補助を7月27日(木曜日)から開始します。

区では「世田谷区自転車用ヘルメット着用促進事業」を実施するにあたり自転車店に協力をお願いしています。協力いただける店舗を事業協力店に登録し、店頭でのヘルメットの割引販売を行います。

1. 希望される区民の方には、申込書の記入、身分証などの提示をお願いします。
2. 割引額は1個につき最大2,000円までです。
3. 補助対象個数は1万個で、事業協力店に取扱い個数を割振ります。
4. 全ての店舗の予定数が終了次第、割引販売は終了となります。

現在まだまだヘルメットの品薄状態が続いており、事業協力店(自転車店)での在庫も十分ではなく、かつ、時間のない中でご協力をいただき、発注→納品が間に合っていない事業協力店もあります。その点ご理解の上、ご購入の検討をお願いいたします。

### 目次(見出しを選択すると該当箇所へ移動します)

[補助を受けられる方の要件](#)[補助額](#)[事業協力店の一覧](#)[実施期間](#)[手続きの方法\(本人及び同居の家族の購入申込\)](#)[手続きの方法\(代理人や別居の家族の購入申込\)](#)[自転車店の皆さまへ\(事業協力店の募集\)](#)

## 補助を受けられる方の要件

### 世田谷区民であること

- ・ 申込時に世田谷区に居住していることが分かる本人確認書類のご提示をお願いします。
- ・ 詳しくは「手続きの方法」をご確認ください。

## 補助額

1. ヘルメット1個につき、上限**2,000円**まで
2. 自家用として使用するヘルメットで一人1つまで
3. 補助対象となる安全基準に適合したヘルメットの種類などは各事業協力店でご確認ください

## 事業協力店の一覧

区内の事業協力店は以下の通りです。

店 舗 名	住 所	電話番号	取扱個数
サイクルハウスオザキ	船橋5-20-16	03-3302-1993	50個
cycle Fix	上馬5-26-14	03-3428-3533	100個
志保田自転車店	赤堤4-48-5	03-3321-6528	40個
トライアスロンショップtetto	上野毛2-7-17	03-6411-6312	110個
補助ヘルメットの取り扱い合計(令和5年7月24日現在)		300個／10,000個	

**ヘルメット販売の補助制度は7月27日(木曜日)開始です。**

ヘルメットは現在品薄状態が続いております。店舗への入荷に時間がかかることがありますので、あらかじめご承知おきください。

今後も事業協力店を募集してまいります。ご不便をおかけします。

(参考)事業協力店では、「世田谷区補助事業 自転車用ヘルメット 事業協力店」のポスターを掲示していただく予定です。



ヘルメット購入補助事業協力店

## 実施期間

1. 令和5年7月27日(木曜日)から令和6年3月31日まで(予定)
2. 開始日時は今後ホームページにてお知らせいたします。
3. 時期、タイミングによって、割引販売のヘルメットの在庫がない場合があります。その際はご容赦ください。

## 手続きの方法(本人及び同居の家族の分の購入申込)

1. 事業協力店で「割引販売のヘルメット」または「補助対象のヘルメット」を買いに来た!と伝えてください。
2. 申込書を記入し、住所の確認ができる書類を提示してください。
  - ・マイナンバーカード
  - ・運転免許証(現住所が記載されていること)
  - ・健康保険証(現住所が記載されていること)
  - ・上記以外の身分証明書と住民票や公共料金の領収書等の現住所を証する書類
3. 同居の家族の分まで一緒に購入申し込みができます。(父母、孫、兄弟姉妹)
4. パートナーシップ宣言をされている方で同居のパートナーの分の申し込みには以下の書類をご提示ください。(提示がないと代理人の扱いになりますのでご注意ください)

### 同居の家族の分を申し込む際の必要書類

誰の分の申込みか	追加の必要書類(家族の分の身分証など)
同居の配偶者・子ども・父母・兄弟姉妹・孫	不 要
同居するパートナーシップのパートナー	宣誓書受領書等の確認できる書類

## 手続き方法(代理人や別居の家族の分の購入申込)

- ヘルメット割引販売は補助事業になります。本人以外の申込みは代理となります。
- 別居の家族の場合でも、請求権は本人にあるため委任状が必要となります。また、委任者が区民であることの確認が必要になりますのでご注意ください。
- 事業協力店では書類が不足する場合、申し込みは受付することができません。ご注意ください。

### 代理による申込みの取り扱いについて

誰の分の申込みか	追加の必要書類
別居の配偶者・子ども・父母・兄弟姉妹・孫	委任状、 <b>委任者</b> の住所確認できる書類の写し
その他第三者の代理人としての申込み	委任状、 <b>委任者</b> の住所確認できる書類の写し

## 申込書の様式

申込書は事業協力店にもありますが、以下からダウンロードして、事前に記入し店舗にお持ちいただくこともできます。必要に応じてご利用ください。

 [ヘルメット割引販売申込書](#)

## 不正な申込はお止めください

- 転売等を目的として重複した申込みや申込書へ虚偽の記載を行うことはお止めください。
- 不正な申込みが確認された場合、割引販売額(補助金相当額)の返還を求めます。
- 不正行為は補助制度の中断、中止につながります。

## 自転車店の皆さまへ(事業協力店の募集)

区では、自転車用ヘルメット着用促進事業にご協力いただける自転車店を募集しています。事業の実施にあたっては必要な要件があります。

詳しくは[こちらのページ](#)をご確認ください。

### 添付ファイル

[ヘルメット割引販売申込書\(ワード形式 149キロバイト\)](#)

## 関連リンク

[自転車店の皆さまへ\(自転車用ヘルメット購入費用の補助制度の事業協力店の募集\)](#)

このページについてのお問い合わせ先

### 土木部 交通安全自転車課

電話番号 03-6432-7966

ファクシミリ 03-6432-7996

所在地 世田谷区玉川1-20-1二子玉川分庁舎内

[ホーム](#) > [目次から探す](#) > [住まい・街づくり・環境](#) > [交通](#) > [交通安全](#) > [自転車用ヘルメットの購入費用補助について](#)  
ヘルメット購入費用の補助制度を7月27日から始めます



〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号

[\(区役所の行き方\)](#)

電話番号 03-5432-1111(代表)

ファクシミリ 03-5432-3001(広報広聴課)

窓口  
案内

組織  
一覧

[このサイトについて](#) [サイトの使い方](#) [個人情報の取り扱い](#) [著作権・リンク・免責事項](#) [サイトマップ](#) [パソコン](#)

© 2019 世田谷区